災害時における被災者支援に関する協定書

　和光市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞青年会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲と乙とは、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。）の被災者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第２条　甲は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡・調整を行うものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

（支援の内容）

第３条　本協定により、甲が乙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

（１）駅前滞留者及び帰宅困難者の避難誘導

（２）被災者に対する一時休憩場所及び災害に関する情報等の提供

（３）一般社団法人朝霞青年会議所のネットワークを活用した人的・物的支援

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たず、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に定める支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、被災者の支援に必要な情報を互いに提供するよう努めるものとする。

２　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定書締結日から１年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名捺印の上、各１通を保有するものとする。

　令和４年１０月４日

　　　　　　　甲　埼玉県和光市広沢１－５

　　　　　　　　　和光市

　　　　　　　　　和光市長　柴﨑　光子

　　　　　　　乙　埼玉県朝霞市本町一丁目８番７号

　　　　　　　　　一般社団法人朝霞青年会議所

　　　　　　　　　理事長　運天　力也